

規 則

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立児童養護施設管理規則（昭和五十二年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第四号中「せき荘」を「椿 荘」に、「四 野」を「四 野」に、「歯 牙」を「歯 牙」に、「うし」を「う歯」に、「いん 養」を「いん 養」に、「いん 野 氏 名」を「いん 野 氏 名（田 野 又は 記 名 押 印）」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。